

愛媛県森林整備工事等暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）及び森林整備工事に関する調査・測量・設計業務（以下「森林整備工事等」という。）から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）

第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(照会)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）は、競争入札の参加資格者（以下「有資格業者」という。）若しくは有資格業者の経営者等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）又は有資格業者等の行為が、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）別表第2第4号(1)から(10)までに規定する事由（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について愛媛県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し照会するものとする。

2 前項の照会は、必要に応じて、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により行うこととする。

(回答又は通報)

第3条 本部長は、前条の規定により照会を受けたときは、遅滞なく知事に対し様式第2号により回答するものとする。

2 本部長は、有資格業者等の暴力団排除措置事由に係る事実に関する情報を入手したときは、知事に対し様式第3号によりその旨を通報するものとする。

3 本部長は、前2項の規定により、有資格業者等の暴力団排除措置事由に係る事実に関する回答又は通報をした場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、知事に対し様式第4号により通報するものとする。

(報告)

第4条 森林整備工事等の発注機関の長（以下「発注者」という。）は、有資格業者等又は有資格業者等の行為が、暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第5号により農林水産部森林局森林整備課長に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第5条 知事は、第3条第1項又は第2項の規定に基づく回答又は通報により、有資格業者等が入札参加資格停止措置要綱第2条第1項の規定に該当すると認められる場合には、入札参加資格停止措置を行うものとする。

2 知事は、前項の措置を行ったときは、すみやかに本部長に通報するものとする。

(相互協力等)

第6条 知事及び本部長は、県が発注する森林整備工事等から暴力団を排除するため、入札参加資格停止措置要件に係る事実の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。

2 発注者は、暴力団、暴力団関係者（暴力団の関係者を言い、暴力団員等を含む。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を愛媛県警察本部（以下「警察本部」という。）又は最寄りの警察署に対して行うことができる。

(介入行為があったときの措置)

第7条 発注者は、森林整備工事等の受注業者から暴力団等による不当要求その他の森林整備工事等への介入行為があった旨の申し出があったときは、警察へ届け出る旨を当該受注業者に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。この場合において、必要があるときは、当該森林整備工事等の工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

(情報の適正管理)

第8条 知事及び本部長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定める知事の業務は農林水産部森林局森林整備課が、本部長の業務は警察本部刑事部組織犯罪対策課が所掌する。

2 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、知事と本部長との間で、その都度協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

回 答 書

年 月 日付け 第 号により照会のあった標記の件について、愛媛県
森林整備工事等暴力団排除措置要綱第3条第1項の規定に基づき下記のとおり
回答します。

記

- 1 照会事項（照会番号）
- 2 調査結果

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

通 報 書

愛媛県森林整備工事等暴力団排除措置要綱第3条第2項の規定に基づき、下記の業者について、暴力団排除措置事由に該当する事実を確認したので、その旨を通報します。

記

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当すると認められる事由及び当該事由の発生時期

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

通 報 書

愛媛県森林整備工事等暴力団排除措置要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき、
下記の業者について、暴力団排除措置事由に該当する事実がなくなった旨を
通報します。

記

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当する事実がなくなったと認められる事由及び当該事実の消滅時期

様式第 5 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

森林整備課長 様

発注者名

報 告 書

愛媛県森林整備工事等暴力団排除措置要綱第 4 条の規定に基づき、下記業者の行為が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるので報告します。

記

ふりがな 商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
暴力団排除措 置事由	
照 会 事 由	